

# 嬉野市街地 交通実態調査

## 実施計画書（案）

令和4年9月9日

# 目 次

---

|                     |    |
|---------------------|----|
| 目 次 .....           | 1  |
| 1. 調査概要 .....       | 1  |
| 1. 1 調査目的 .....     | 1  |
| 1. 2 調査項目 .....     | 1  |
| 1. 3 調査実施予定日時 ..... | 1  |
| 1. 4 調査箇所 .....     | 2  |
| 2. 調査内容 .....       | 14 |
| 2. 1 調査計画・準備 .....  | 14 |
| 2. 2 交差点ビデオ観測 ..... | 15 |
| 2. 3 路上駐車状況調査 ..... | 16 |
| 3. 調査実施体制 .....     | 17 |
| 3. 1 緊急時の連絡体制 ..... | 17 |
| 3. 2 安全対策 .....     | 18 |
| 3. 3 感染症対策 .....    | 18 |

## 1. 調査概要

### 1. 1 調査目的

- ・本調査は、自動運転車両の走行が想定される嬉野温泉駅～温泉街に至る経路において交通実態調査を行い、西九州新幹線開通後の交通状況や走行上の課題等を把握することを目的とする。

### 1. 2 調査項目

- ・調査の実施項目は、下記の項目である。

#### ■調査項目と箇所数

| 調査項目         | 調査時間   | 箇所数       |
|--------------|--------|-----------|
| (1) 交差点ビデオ観測 | 7時～19時 | 10箇所(交差点) |
| (2) 路上駐車状況調査 | 7時～19時 | 2箇所(路線)   |

### 1. 3 調査実施予定日時

- ・本調査目的や西九州新幹線開業日（9月23日）を踏まえ、本調査は歩行者交通量（観光客数）が最多となる11月の休日に実施することとし、実施日および予備日は以下のとおりとする。

#### ■調査実施予定日

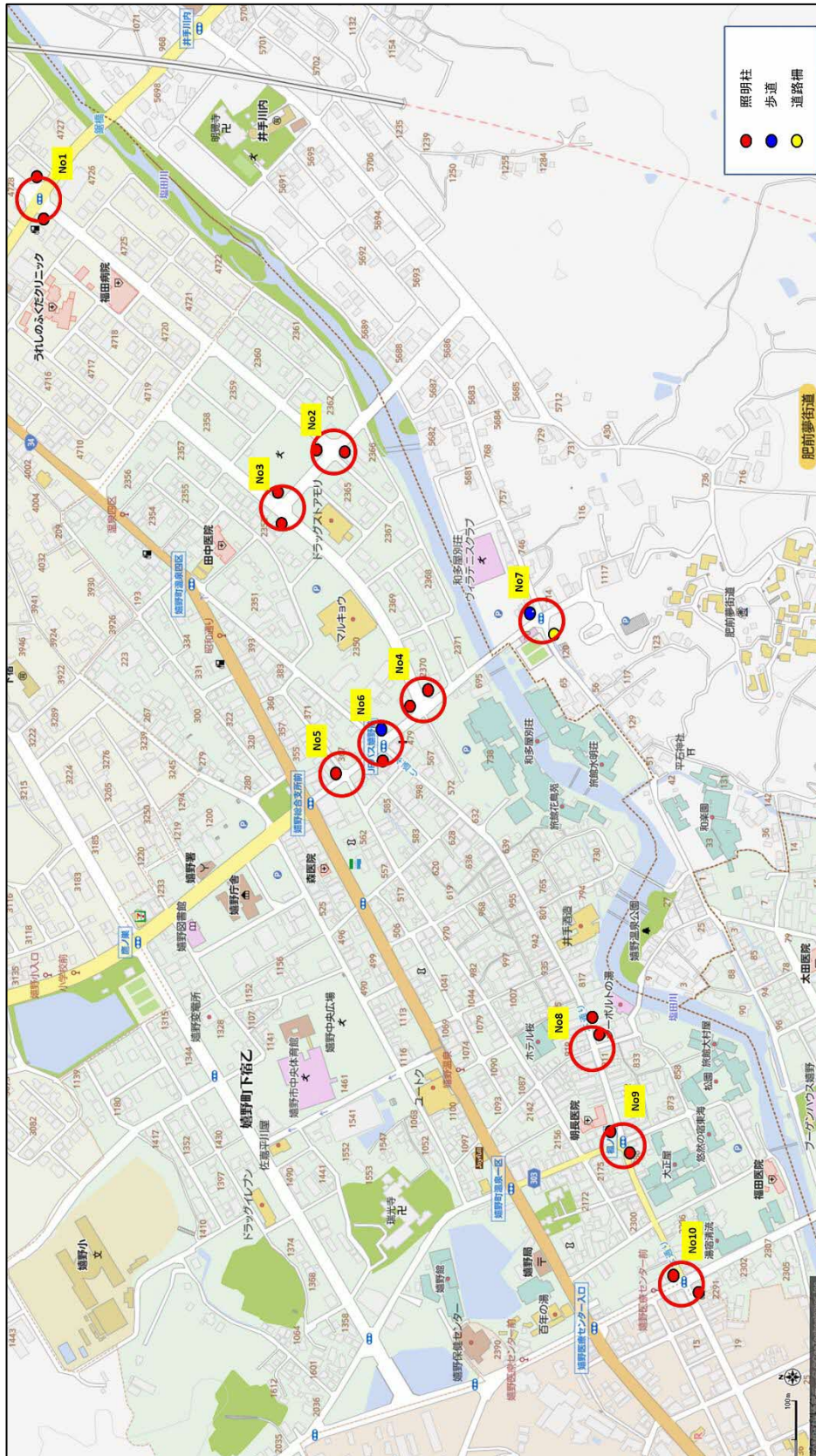
| 調査実施予定日      | 予備日           | 備考   |
|--------------|---------------|------|
| 令和4年11月5日(土) | 令和4年11月12日(土) | 休日調査 |

※ 調査実施予定日に決行するかまたは予備日に延期するか等の判断は、調査前日11:00の気象庁HP (<http://www.jma.go.jp/jp/yoho/>) で発表される天気予報の降水確率（40%未満であること）や予報、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の発出状況等を勘案し、協議して決定する。

※ 予備日も雨天等により延期の場合はさらに翌日以降の平日とし、協議のうえ決定する。

#### 1. 4 調査箇所

- ・調査実施地点は、下図のとおりである。
- ・また、調査対象の個別の位置及びカメラの配置図を次ページに示す。



■調査地点位置図(全体)

カメラ設置位置案

調査箇所名 No.1

嬉野市嬉野町大字下宿甲4728-20



1-1設置位置



1-1参考画角



1-2設置位置



1-2参考画角

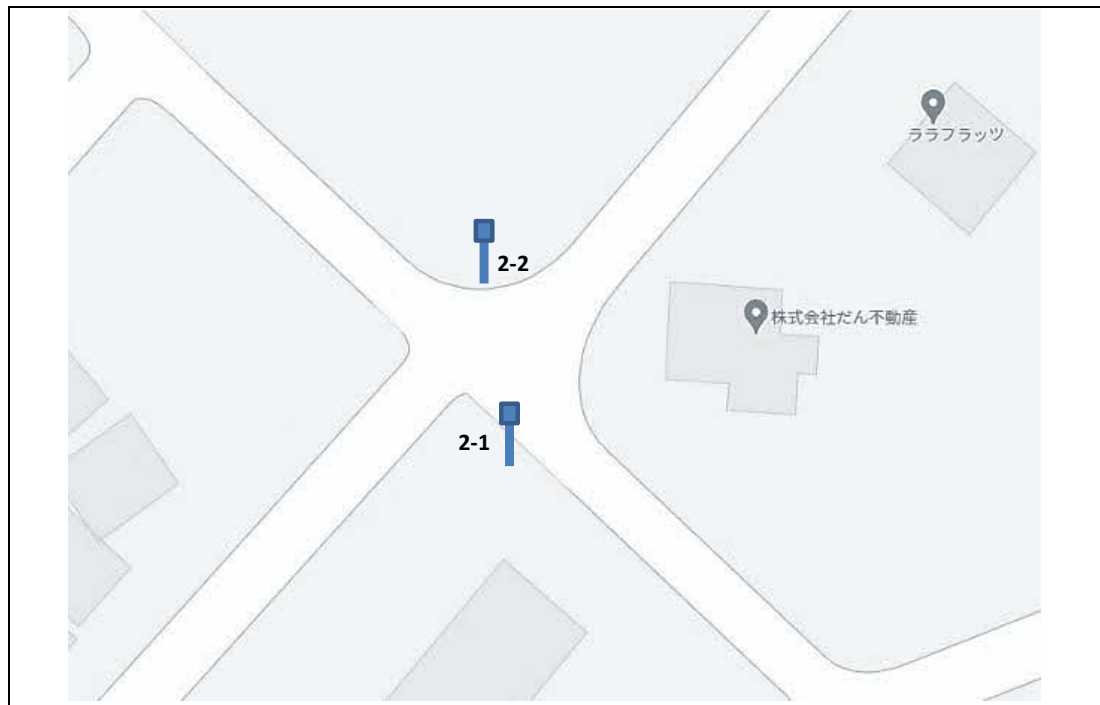


■調査地点図(詳細)

カメラ設置位置案

調査  
箇所名 No.2

嬉野市嬉野町大字下宿乙2362-1



2-1設置位置



2-1参考画角



2-2設置位置



2-2参考画角

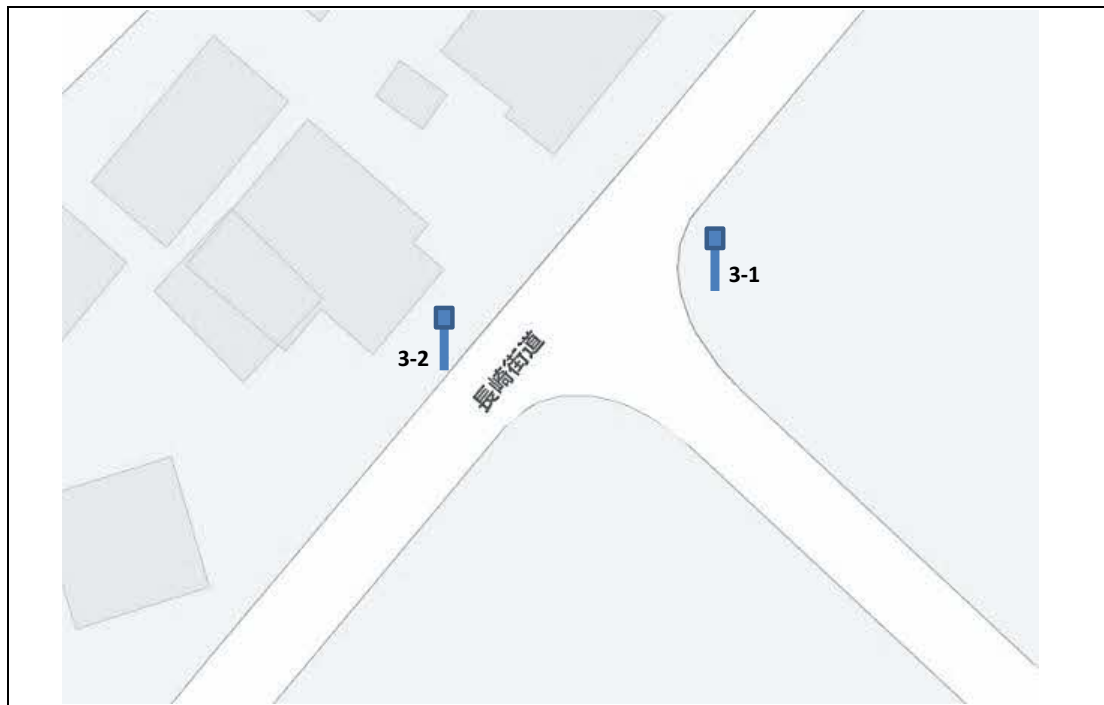


■調査地点図(詳細)

カメラ設置位置案

調査  
箇所名 No.3

嬉野市嬉野町大字下宿乙2352-28



3-1設置位置



3-1参考画角



3-2設置位置



3-2参考画角

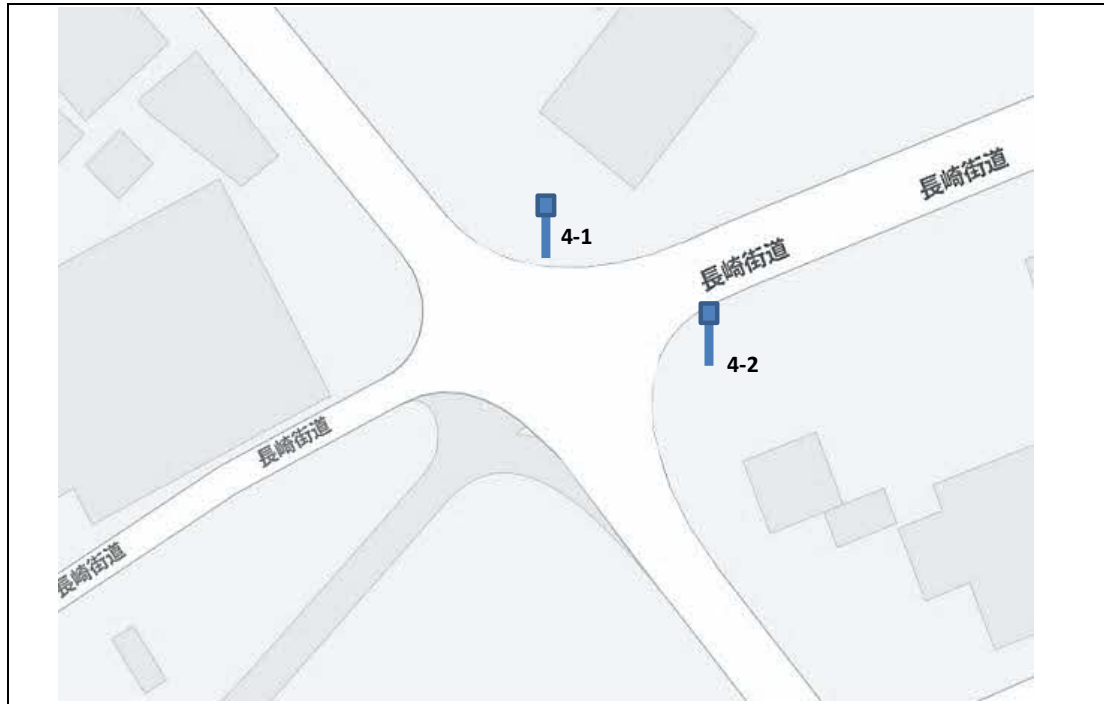


■調査地点図(詳細)

カメラ設置位置案

調査  
箇所名 No.4

嬉野市嬉野町大字下宿乙2350-26



4-1設置位置



4-1参考画角



4-2設置位置



4-2参考画角



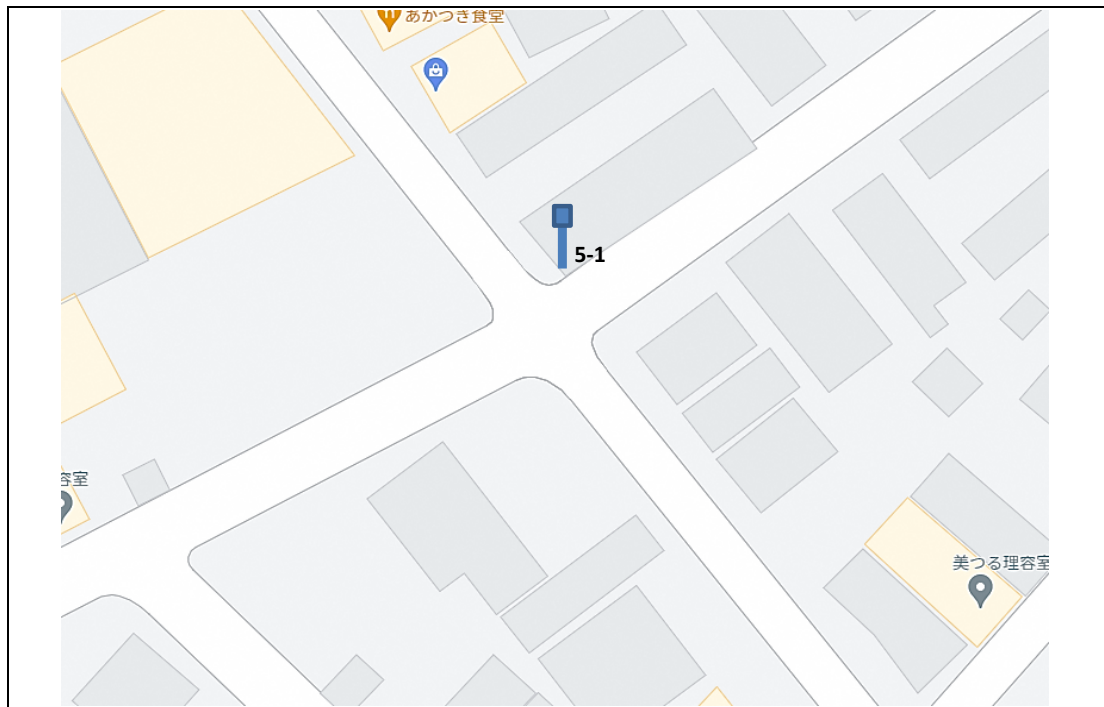
■調査地点図(詳細)



カメラ設置位置案

調査  
箇所名 No.5

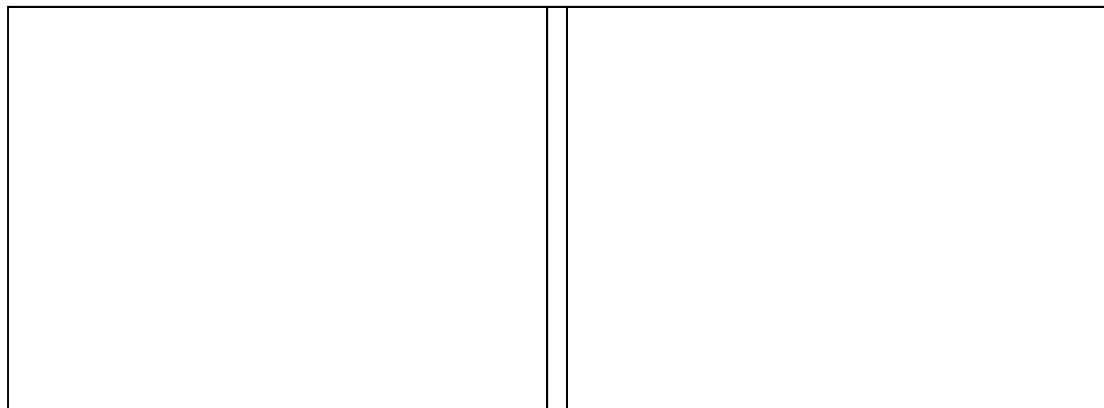
嬉野市嬉野町大字下宿乙362-1



5-1設置位置



5-1参考画角



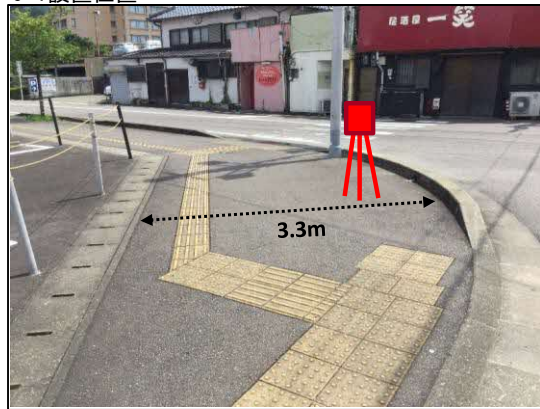
■調査地点図(詳細)

カメラ設置位置案

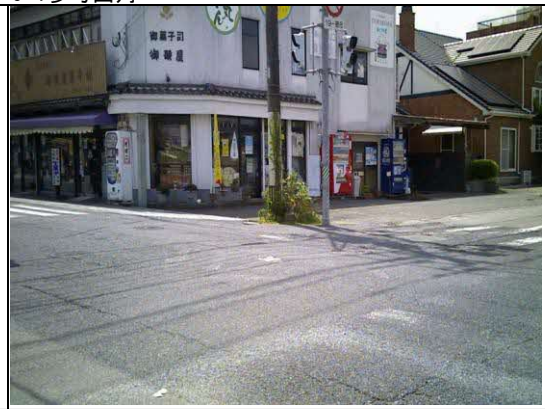
調査箇所名 No.6 (JRバス嬉野前交差点) 嬉野市嬉野町大字下宿乙481



6-1設置位置



6-1参考画角



6-2設置位置



6-2参考画角

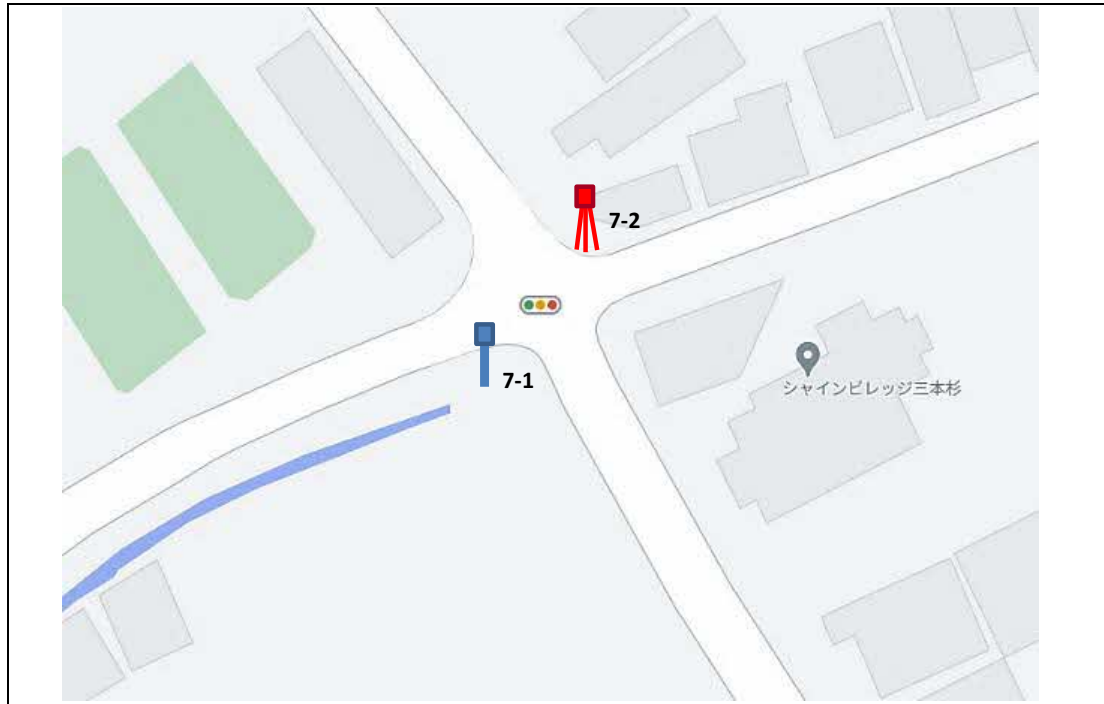


■調査地点図(詳細)

カメラ設置位置案

調査  
箇所名 No.7

嬉野市嬉野町大字下野甲70-1



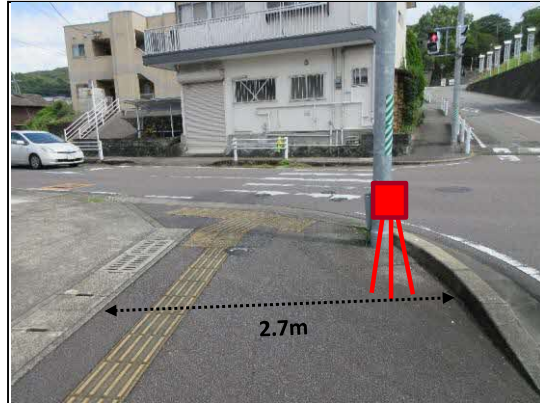
7-1設置位置



7-1参考画角



7-2設置位置



7-2参考画角



■調査地点図(詳細)

カメラ設置位置案

調査  
箇所名 No.8

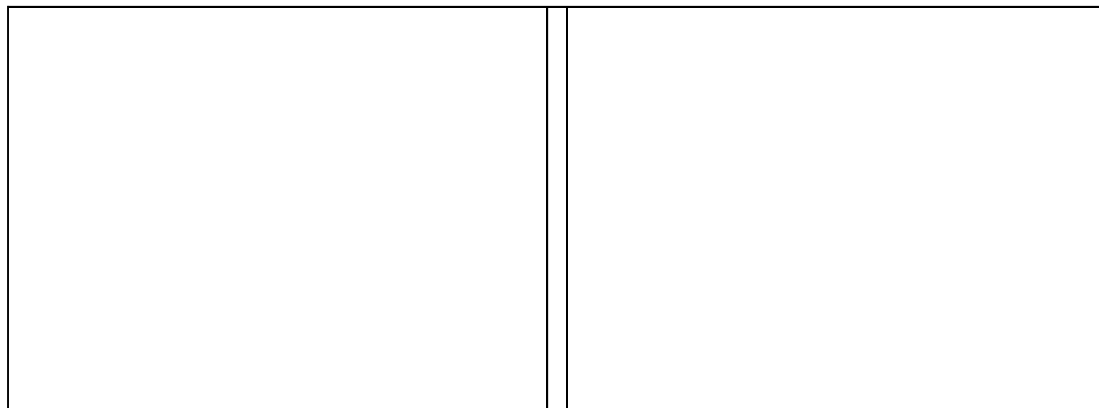
嬉野市嬉野町大字下宿乙918



8-1設置位置



8-1参考画角



■調査地点図(詳細)

カメラ設置位置案

調査箇所名 No.8

嬉野市嬉野町大字下宿乙918



8-2設置位置



8-2参考画角(西向き)



8-2参考画角(東向き)



■調査地点図(詳細)

カメラ設置位置案

調査  
箇所名

No.9

(楓ノ木交差点) 嬉野市嬉野町大字下宿乙890-2



9-1設置位置



9-1参考画角



9-2設置位置



9-2参考画角



■調査地点図(詳細)

カメラ設置位置案

調査  
箇所名 No.10

嬉野市嬉野町大字下宿乙2267-2



10-1設置位置



10-1参考画角



10-2設置位置



10-2参考画角



■調査地点図(詳細)

## 2. 調査内容

### 2. 1 調査計画・準備

- ・調査の実施に向けて、下記事項について計画・準備作業を行うものとする。

#### (1) 現地踏査の実施

- ・調査対象箇所において現地踏査を行い、現地状況を把握の上、ビデオ設置位置を選定する。
- ・なお、ビデオ設置位置は一般歩行者及び車両の通行を妨げない場所を選定する。

#### (2) 道路使用許可申請

- ・現地踏査の結果をもとに選定したビデオ設置位置のなかで、所轄警察署へ道路使用許可申請を行い、許可証の交付を受けるものとする。

#### 《申請項目・申請先一覧表》

| 申請項目     | 申請先      |              |
|----------|----------|--------------|
| 道路使用許可申請 | 佐賀県鹿島警察署 | 0954-63-1111 |

#### (3) 作業員募集教育

- ・ビデオ設置・巡回に必要な作業員数を確保し、十分な調査方法の研修、安全指導等を行う。

#### (4) 調査器材の準備

- ・調査に用いる調査原票の作成及び、観測に用いる必要資機材（観測機器等）の準備を行う。

#### (5) 調査実施の判断

- ・調査の安全性と観測精度を確保するために、調査の実施の判断は、気象情報、交通規制情報、イベント情報などをもとに十分な協議を経て決定する。
- ・調査の決行または延期の判断は、調査前日に行うものとする。



## 2. 2 交差点ビデオ観測

・対象交差点における自動車類交通量・歩行者類通行量を把握するためにビデオ観測を行う。

(1) 観測時間：7～19時（12時間連続観測）

(2) 観測方向：各流入部における断面交通量

(3) 分類：大型車、小型車、歩行者、自転車

(4) 観測単位：1時間単位

(5) カメラ設置・管理方法：

- ・照明柱などに結束バンドを用いて一脚を固定する。
- ・歩道上に錘をのせた三脚を設置する。
- ・カメラにいたずらがされたり、三脚が転倒していたりしないかを確認するため、作業員が各地点を巡回管理する。



■カメラの設置イメージ（一脚）



■カメラの設置イメージ（三脚）

## 2. 3 路上駐車状況調査

- ・対象路線において路上駐車を行っている車両の実態を把握する。

(1) 観測時間:7~19時(12時間)

(2) 観測路線数:2路線

(3) 観測項目:路上駐車位置、車種(乗用・貨物・バス)、ナンバープレート

(4) 観測単位:1時間毎の巡回時における瞬間の状況を観測

(5) 観測方法

- ・作業員が対象路線を毎正時巡回し、路上駐車車両の位置を地図に記載する。
- ・調査中の作業員は、蛍光チョッキと作業員腕章を着用の上、調査を行う。

(6) 対象路線:下図に示す2路線を対象とする。

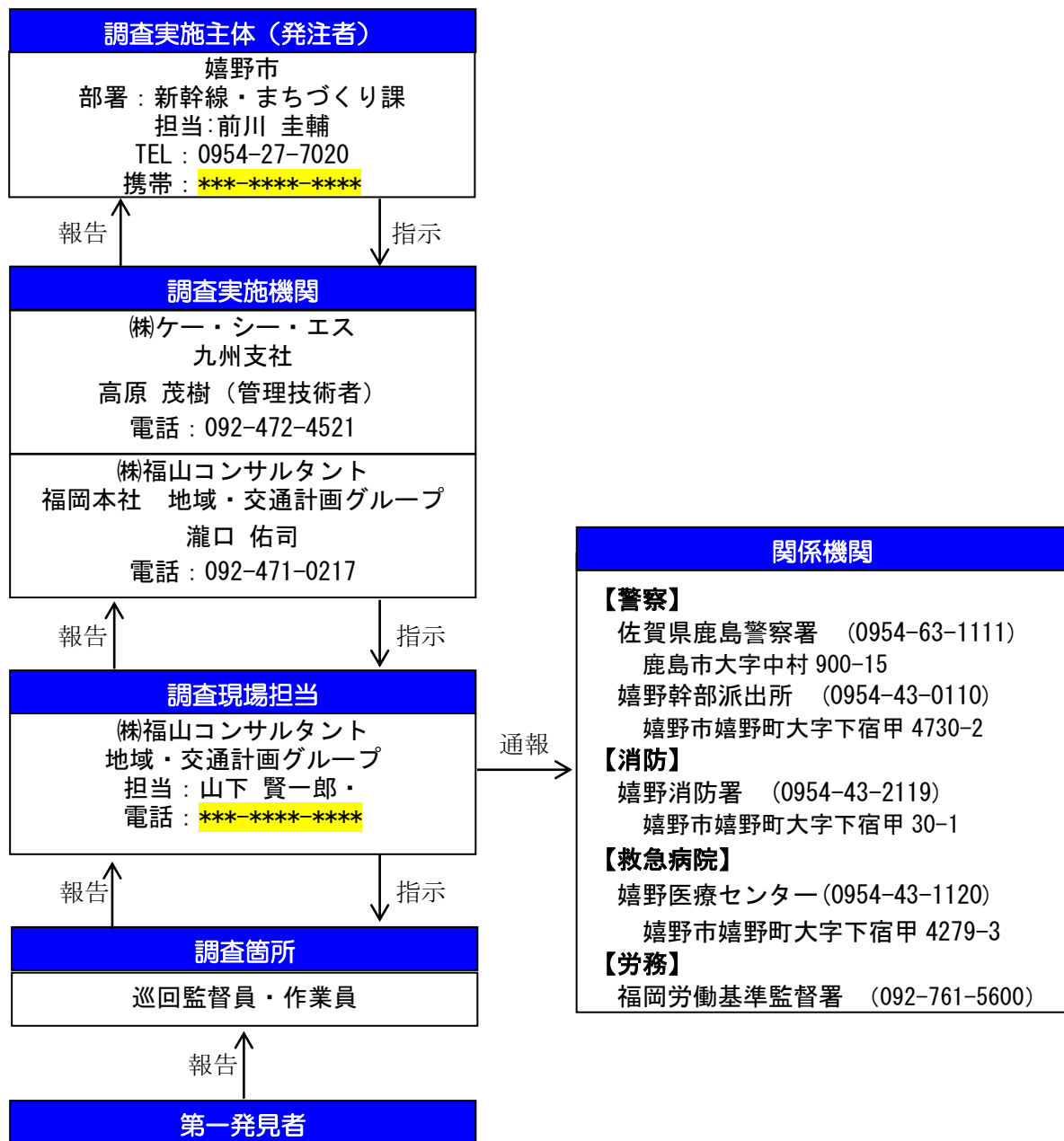


■路上駐車状況対象路線図

### 3. 調査実施体制

#### 3. 1 緊急時の連絡体制

- ・調査実施中の事故等の緊急時における連絡体制は以下のとおりである。



■緊急時の連絡体制図

### 3. 2 安全対策

・実態調査における観測精度と安全性の確保及び作業員の健康管理を図るため、安全管理として以下の注意事項の内容を厳守する。

- ①観測に先立ち、作業員全員に調査の主旨を説明し、十分な教育及び安全指導を行う。
- ②作業員に、前日の十分な睡眠や当日の天候への対処（防寒対策、日射対策等）を指導し、健康管理に留意させる。
- ③余裕のあるスケジュールで計画し、観測を実施する。
- ④作業員の安全確保と観測結果の信頼性の観点から、天候に留意し、調査の実施は発注者との十分な協議の上決定する。
- ⑤緊急時の連絡体制を、観測に係る全員に周知させる。
- ⑥巡回中は、道路・歩道利用者の通行の妨げとならないように注意し、安全に十分留意して作業を行うように徹底するとともに、良識のある行動に努める。
- ⑦観測位置は、安全面に重点を置いて選定する。
- ⑧調査現場及び休憩場所の整理整頓に留意し、観測終了後にはゴミ類の後片付けを行う。
- ⑨観測中の喫煙及びヘッドフォンステレオ等の使用は禁止する。
- ⑩事前に所轄警察署への道路使用許可申請を行い、許可証の交付を受けるものとする。
- ⑪作業員、器材の配送及び巡回の際、監督員は安全運転を常に心がけるものとする。
- ⑫調査中は監督者に携帯電話を携行させ、相互連絡を確保する。
- ⑬交通の安全と事故防止に最善の努力と注意を払い、かつ作業員には自損・他損の傷害保険を掛ける。

### 3. 3 感染症対策

・感染症対策のため以下の注意事項の内容を厳守する。

- ①作業員募集の段階で、罹患者または濃厚接触者としてのPCR検査受信有無の確認を行う。  
（対象者は待機期間明けまで調査の参加不可とする。）
- ②調査当日集合時に検温・体調確認を行い、37.5℃の発熱がないか、また、倦怠感やのどの痛み、味覚・嗅覚に異常がないか確認する。その際、左記異常が確認された調査員については当日調査の参加は不可とする。
- ③監督員・作業員はマスクの着用を必須とする。
- ④カウンター、画板など作業員間で共有する物件については交代時に除菌消毒ができるようにアルコール除菌剤を常備する。
- ⑤体調不良者が出た場合は、交代要員を配置し、当該作業員の調査参加を中断させる。